

ベトナム展示会 ジャパンパビリオンの出展参加者の募集

VIETBUILD HA NOI 2023 INTERNATIONAL EXHIBITION (PHASE2)

開催期間：令和5年9月20日(水)～9月24日(日)

当協会は、農林水産省による品目団体輸出力強化支援事業の一環としてベトナム ハノイで開催される「VIETBUILD HA NOI 2023 INTERNATIONAL EXHIBITION (PHASE2)」にジャパンパビリオンを設置し、スギ、ヒノキ等日本産木材の特徴と加工・利用技術を活かした木材製品（内装材、家具、建具等）の展示・広報活動を行うこととしており、当該プロモーション活動に参加される希望者を募集します。

日本産木材製品のプロモーション活動への参加を希望される方は、別添の「令和5年度ジャパンパビリオン（ハノイ）出展参加者応募実施要領」を熟読のうえ、同要領の「6.応募申請」に記載する関係書類にご記入のうえ、令和5年8月8日(火)までにご応募下さい。

なお、当該展示会開催中にベトナム輸入業者との商談会の設定を予定しており（具体的な内容は別途案内予定）、出展参加者にはあわせてご利用いただければ効率的・効果的な活動となるものと考えております。

令和5年7月12日

一般社団法人日本木材輸出振興協会

専務理事 吉野 示右

別添 令和5年度ジャパンパビリオン（ハノイ）出展参加者応募実施要領

令和 5 年 7 月 12 日

令和 5 年度ジャパンパビリオン（ハノイ） 出展参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 展示会名及び開催日時

VIETBUILD HA NOI 2023 INTERNATIONAL EXHIBITION (PHASE2)

開催期間：令和 5 年 9 月 20 日(水)～9 月 24 日(日)

（以下「展示会」という）

2. 実施目的

海外における日本産木材製品の認知度向上、販売促進に資するため、農林水産省による品目団体輸出力強化支援事業の一環として、展示会においてジャパンパビリオンを設置し、日本産木材を利用した内装材、家具、建具を含む製品の効果的なプロモーションの支援を行う。

3. 実施内容

(1) 概要

展示会においてジャパンパビリオンを出展し、スギ、ヒノキ等日本産木材を使用した木材製品等の輸出に取り組む意欲のある出展者との連携で、出展による PR を主とする広報宣伝活動、アンケートの調査等を行うことにより、オールジャパンで海外需要の創出に取り組めます。

(2) 主要内容

ア 出展コンセプト

オープン型「ジャパンパビリオン」を設置し、その中に各種日本産木材製品や宣伝パネル、資料を展示し、日本産木材の良さや加工技術の高さ、また、日本の木材・木造住宅ならではの安全性、健康性、快適性をアピールします。

イ 出展物

スギ、ヒノキ等日本産木材を使用した木材製品等

ウ 出展面積

展示会に設置するジャパンパビリオンの広さは

144m² (9 m²/1 小間での換算：16 小間相当)

で、合同出展の形で出展します。

エ 日本産木材製品の PR

ジャパンパビリオンの出展効果や日本産木材製品の認知度を高めるために、事前のプロモーション活動、出展中には PR 動画の上映、パンフレットの配布等による広報宣伝を行い、終了後は出展参加者や先方への情報・助言の提供等による事後プロモーション活動を行います。

オ アンケート調査の実施

ジャパンパビリオンの来場者を対象とする木材利用ニーズや日本産木材への評価・意見等に関するアンケート調査を行い、その結果を分析して出展者及び輸出に取り組む事業者等に提供します。

4. 募集要項

(1) 出展物の要件

日本産木材を使用した製品等

(2) 応募面積

出展希望者は、出展申込書に出展希望面積を記入して下さい。

ただし、出展参加者の展示位置は出展内容等により日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）で決定させていただきます。面積や位置等は必ずしも出展者のご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承下さい。

(3) 出展経費

① 無料項目

- 展示スペースの借料（基本備品費を含む）
- 展示スペースまでの電気等の工事費
- ジャパンパビリオン全体の装飾費
- 共通の広報宣伝費（集客のための広報等）
- 通訳（共通に係るものに限る）
- ジャパンパビリオン用の電気料金

- 現地展示会場管理者による展示運営管理費等
- ② 出展者が自己負担項目（上記①以外の項目）
 - 出展物やパンフレット等の輸送に要する経費
 - 出展スタッフの派遣等に要する経費（渡航費、宿泊費等）
 - 出展物の配置・展示・運営の経費、並びに出展物及び自社スペースに持ち込む出展者所有物に係る盗難等の保険料
 - その他、出展者の都合により発生する個別経費

5. 応募資格等

日本産木材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等であって、会期の全日程を通じて出展者がパビリオンで広報宣伝活動及び成果等の報告を行うことが条件となります。

ただし、パビリオンでの広報宣伝活動及び成果等の報告に問題がない場合、応募者の現地事務所、現地協力者（取引関係会社を含む）を通じた出展参加は可能です。

6. 応募申請

出展希望者は、別紙の様式1「出展申込書」、様式2「特別装飾等申込書」及び様式3「出展展示終了後の出展物処理連絡書」にご記入のうえ、次に掲げる書類（①、②）を添えて下記期日までに郵送又はe-mailで協会にご提出下さい。なお、郵送先、e-mail受信先は本要領の「10」のとおりです。

→ [様式1～3 ダウンロード](#)

- ① 登記簿謄本など組織の設立関係を明記した書類（自治体を除く）
- ② 過去2年間の主要活動を明記した書類又は組織のパンフレット

ただし、当協会がこれまで実施した海外出展に参加した実績がある者に限り、①、②の提出は不要です。

なお、応募数が募集小間相当数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。また、出展物として相応しくないと考えられる際には、ご参加をお断りすることがあります。

申込書提出期限：令和5年8月8日(火)（必着）

7. 出展参加者の選定と公表

出展参加者の選定は、出展資格を有する者について、応募申請の内容を踏まえ以下の選定の視点に合致することを確認の上、決定し、各応募者に通知するとともに、当協会のホームページに公表します。

(選定の視点)

- ① 日本産木材（スギ、ヒノキ等）を使った製品の輸出促進に資するか。
- ② 海外市場の開拓、輸出拡大が見込まれる品目であるか。
- ③ 海外市場の開拓、輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。
- ④ 日本産木材製品の良さを PR できるものであるか。
- ⑤ パビリオンの出品構成がバランスのとれたものとなるか。

8. 出展に係る遵守事項等

(1) 出展物の管理

出展物の管理は、出展者の責任において行うものとします。

(2) 出展物の準備、処理及び期間中の運営

出展者は、協会の指導のもとに、出展物の展示スペースへの搬入、開梱、据付等の準備、会期中の広報宣伝、展示会終了後の出展物の処理を行うものとします。

(3) 輸送について

出展者は、自社で運送会社を手配してください。

(4) 展示装飾

展示全体の基本的構成・設計、基本装飾（施設、備品等）の企画、施工は、協会が行いますが、出展者の展示物の配置は、出展者が、協会と必要に応じて協議し、各出展者の責任で行うものとします。

なお、組立、据付等で、特別な技術を要するものは、出展者が、協会の同意を得て行うものとします。

また、出展者は、特別装飾が必要な場合は、様式2の用紙に記入し、事前に、協会の承諾を得るものとします。

(5) 出展物の実演

出展者は、展示スペースにおいて、実演することができます。ただし、協会は、会場の条件及び現地安全諸規程等により、実演を禁止又は制限することがあります。

出展物を実演する場合は、様式2の用紙に記入して下さい。

(6) 映像物・宣伝物

映像物の上映並びに宣伝物（カタログ、見本品等を含む）を配布する場合は、様式2の用紙に記載して下さい。

なお、これらについて、現地側から求められる事前審査を受ける必要がある場合は、その指示に従って下さい。

(7) 出展物の処理

出展者は、予め、出展物の展示終了後の処理方法（売却、寄贈、転送、廃棄等）を出展物ごとに定め、様式3の「出展展示終了後の出展物処理連絡書」に記入して提出して下さい。

なお、現地の諸事情により所定の期日までに希望の処理方法で処理できない場合は、協会は、出展者の相談に応じ、出展者とその対応を協議するものとします。

(8) 出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

(9) 出展結果の報告

出展中及び展示会終了後、出展者は協会から出展結果の報告を求められた際は、「出展結果報告書」（別途配布）により、所定の期日までに提出するものとします。

(10) アンケート等へのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行う聞き取り調査及びアンケート調査等に協力いただくものとします。

(11) 内容の変更等

助成事業等の方針等により内容が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

(12) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

9. 展示事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

(1) 出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、出展者の損害及び不利益等について協会は一切その責任を負わないものとします。

- ア 戦争、政情不安、自然災害、感染症の流行等不可抗力により、本展示事業の開催が不可能となった場合
- イ 開催期間、参加方法等に大きな変更があった場合
- ウ その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業の実施が不適當もしくは不可能となった場合

(2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合により出展の取消、もしくは出展物の大幅な変更がある場合には、出展開催日の3週間前までに書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。

協会は、出展者が本要領に遵守することができない場合、出展の取り決めに解除をすることができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

(3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国内法に準拠して処理するものとします。

10. 問い合わせ先・提出先

一般社団法人日本木材輸出振興協会

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4F

担当者：木下、大浦

TEL. 03-5844-6275 FAX. 03-3816-5062

e-mail : hinmoku@j-wood.org

11. 出展予定の展示会の概要

展示会名	VIETBUILD HA NOI 2023 INTERNATIONAL EXHIBITION (PHASE2)
主催者	VIETBUILD CONSTRUCTION INTERNATIONAL EXHIBITION ORGANIZATION CORPORATION
会 場	National Construction Exhibition Center (Palace), 01 Do Duc Duc, Nam Tu Liem, Hanoi, Vietnam
会 期	開催期間：令和 5 年 9 月 20 日(水)～9 月 24 日(日)
出品物範囲	建築建材、住宅設備機器、家具、インテリア用品等
公式 HP	https://www.vietbuildafc.com.vn/en